

史跡広島城跡発掘調査支援業務（令和8年度）仕様書

1 業務名

史跡広島城跡発掘調査支援業務（令和8年度）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

史跡広島城跡（広島市中区基町21番ほか） ※「別図」を参照。

4 業務の目的

本業務は、史跡広島城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）に基づき、史跡広島城跡の本質的価値を損なうことなく、これをより高めるための史跡広島城跡整備基本計画改定等を始めとした整備検討に資する基礎資料を得るため、広島城跡石垣基礎部の状況等を把握する考古学的調査（発掘調査）及び各種物理探査を実施することを目的とする。

5 適用範囲

本業務は、本仕様書のほか別添の参考資料に従い履行する。仕様書と参考資料に相違がある場合は仕様書の記載を優先する。

6 業務内容

(1) 発掘支援業務

発注者が実施する発掘調査について、表土掘削、包含層等掘削、掘削排土運搬、遺構平面・断面の検出、遺物取上及び管理、平面図・断面図の記録作成、埋め戻し、作業員の雇用・管理等に係る業務を行う。業務に当たっては、発掘作業の安全を確保する観点からも、現地に調査員を配置して作業員への作業指示を行うとともに、労働安全衛生法等の諸法令を遵守し、適切な安全確保に努めるものとする。なお、発注者が調査成果の公開（発掘調査現地説明会等）を実施する場合は、資料の作成補助、当日の運営補助等を行う。補助作業の詳細は発注者との協議の上定める。

また、各種自然科学分析を行うため、分析試料の採取及び分析委託を行うとともに、その分析結果と調査成果である調査区平面図・断面図等を合わせて、自然科学調査報告書として取りまとめる。自然科学分析の内容と試料数量に関しては、調査の状況に応じ協議の上で定めるものとするが、各調査区で確認された土層ごとに1箇所以上、珪藻等微化石・花粉・種実・樹種・土壌粒度等・AMS年代測定などを行うことを想定している（分析試料数40点前後）。

(2) 遺構測量

調査地に4級程度の精度を持つ測量基準点を設け、調査区及び出土遺物等の三次元情報を正しく記録す

る。

また、遺構等平面図やトレンチ壁断面図については、SfM 手法等を用いて三次元点群データを取得するとともに、それを基にしたオルソ平面・立面画像を作成し提出する。なお、遺構検出面が複数面ある場合には、その都度作成するものとする。

(調査条件及び留意事項)

ア 表土掘削

調査対象地は国指定史跡内であり、戦後、都市公園として整備された際に盛土及び整地されたと考えられている。その際の整地土が表土に相当するが、その多くは雨水の影響等により流出し、遺構面まで十分な層厚が残存していない場合も想定される。このため本業務の掘削においては、基本的には現地表面から主に人力で行うことを想定している。ただし、既往の調査により瓦片を大量に含む堅緻な火災整理層が厚く堆積している場所も確認されているため、調査状況に応じて0.13 m³級の小型バックホウを併用することから、現地調査の期間中は小型バックホウ及び重機オペレーターを常駐させること。なお、本丸上段部と下段部間については、重機の自走回送は行わないこと。

イ 掘削排土

調査により生じる掘削排土については、調査トレンチ近傍に、土種や層ごとにある程度区分して仮置きする形とし、運搬用重機等は用いないものとする。置き場所については事前に発注者と十分に協議し、写真等記録の妨げにならない位置を選定すること。また、風雨による飛散防止等の観点から、ブルーシート等を敷いた上に排土山を形成するものとし、軽く整形するとともに調査時以外はブルーシート等で被覆しておくこと。

ウ トレンチ調査等

調査の主たる目的が石垣の基礎部分あるいは遺構遺存状況の把握・確認及び堆積状況の記録であることから、それが確認される深度までの掘削を行うものとする。想定される深度は、現地表面から最大で1.8m前後を見込んでいる。調査トレンチ幅はこの深度を基本とし、計測の観点及び安全配慮の観点から、必要十分な作業幅を確保すること。

なお、この深度はあくまでも別図(1)ア天守台周辺部に示す石垣基礎部分の確認深度であり、(1)イ主要動線予定範囲に示す石垣から離れた調査箇所においては、近世の遺構面が確認された場合、その上面検出で調査を中断する。このため、実際の掘削土量はトレンチ幅×最大深度(1.8m)による想定量を下回る。

また、発掘後の状況を把握・記録するため、発掘調査箇所の写真測量を行う。写真測量を行うに当たり、UAVを用いる際には、一等又は二等無人航空機操縦士の資格を有する者が行い、地方航空局の許可を得た上であらかじめ飛行計画等を提出するものとする。

エ 出土遺物

出土遺物については、その出土層ごとに取上げ区分するものとし、状況に応じ出土状況写真及びトータルステーションによる三次元情報の記録などを行う。なお、土層の区分等については、業務中に現地発注者と十分な協議を行い、認識を統一した上で各種作業に当たること。

オ 遺構平面図・断面図

測量図については、図化する前に発注者と協議し、その承認を得た後に具体的な図化作業に当たるものとする。断面の分層作業に際しても発注者と十分な現地協議を行い、共通認識を構築した上で実施することを基本とする。

なお、検出対象となる遺構面については、近現代1面、近世1面（最上面で調査を中断するため）であり、近現代1面については戦後の都市公園整備の際にかく乱されている可能性も想定される。

カ 自然科学分析

今回の業務で行う自然科学分析に関しては、昨年度の分析結果を踏まえた上で、将来実施予定の発掘調査とその内容を見据えた形で十分な比較資料となるように、その項目内容を検討して実施する必要がある。現地調査の状況を踏まえ十分な協議の上でその実施内容を絞り込んでいくものとする。

キ 埋め戻し・締固め

調査トレンチの埋め戻しに際しては、0.13 m³級の小型バックホウを用いて行う。近傍に区分して仮置きした掘削排土を、土種ごとに戻していく形で実施するよう努めること。なお、排土の締固めについては、下部の遺構等にも十分配慮し、小型のプレートランマーを用いて行うものとする。

ク 休憩所等について

本業務は比較的短期間の調査を想定しているため、現場事務所の設置は検討していない。ただし、急な降雨の際の避難場所としてテント等の設置は可能である。その際には日を跨いで設置したままとせず、調査の開始・終了に合わせその都度片付けるものとする。また設置箇所については、発注者と十分な現地協議を行った上で定めること。

ケ 安全対策

業務を実施するに当たっては、常に安全に留意して現場管理を行い、万一事故や災害等が発生した場合には、被災者への速やかな応急処置や被害拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、発注者に報告して対応を仰ぐものとする。また、調査期間中、作業員に対して十分な安全意識の高揚を図るとともに、機械等の操作・運転に当たっては免許及び資格を有する者が行うこととし、その証跡を発注者に対し事前に提示しておくこと。

なお、調査現場への関係者以外の立ち入りを禁止するため、必要と認められる箇所に表示板やバリケード等の保安設備を設置し、第三者への注意を促すとともにその協力を仰ぐよう努めること。

(3) 各種物理探査業務

次年度以降の発掘調査の効率化と調査箇所を絞り込むことを目的として、非発掘手法による先行調査（物理探査）を実施する。今年度の探査業務の主な目的は、地中の遺構や埋設された配水管、送電線などの位置把握である。手法は主にGPR（地中レーダー）探査を想定しているが、弾性波・電気・磁気探査等の手法を併用することも検討する。なお探査面積は約1,500 m²前後を見込み、詳細は協議の上で定める。探査成果は、発注者と協議の上、適切な形で提示するとともに探査成果報告書として取りまとめ、別途業務実施中である「史跡広島城跡整備基本計画改定業務（令和8年度）」で作成される図データに掲載可能な形式で納めること。その際には、整合を取るため、関係受注業者間で調整し、成果の形について連携すること。

(4) 支障木の伐採等

調査実施の支障となる樹木について、業務に先立つ環境整備の一環として伐採・処分を実施する。発注者

が現段階で見込んである支障木は、(1)ア②南小天守台南西部の調査実施に支障となるもの1本(樹径約15cm・樹高約7m)であるが、高所作業車等の進入が困難な位置に存在するため、伐採方法及び処分方法も含めて現地協議を行い、発注者の立会いの下実施すること。また、これ以外に調査実施の支障となる樹木が存在する場合には、事前に発注者に報告・相談し、伐採の可否についてその都度検討するものとする。

(5) 打合せ協議及び業務報告書の作成

上記(1)～(4)の実施に当たって必要な打合せ協議は、対面・Web 会議等手段に関わらず適宜実施するものとする。また、業務の終了時にはそれらの協議記録簿を添付した業務報告書を提出すること。

7 提出書類

本業務を実施するに当たり、受注者は発注者と協議の上、以下の書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書及び実施工程表
- (2) 配置技術者届出書(業務経歴含む)
- (3) 着手届
- (4) その他発注者が必要と認める書類

※上記書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を発注者に提出し、その承認を得ること。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 主任調査員及び調査員を各1名以上配置すること。また、調査補助員、作業員、計測員及び計測補助員を業務の内容に応じて必要数配置すること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した指定文化財の発掘調査に主体的に従事した経験のある主任調査員又は調査員を、1名以上常時配置すること。
- (3) 主任調査員、調査員、調査補助員、計測員及び計測補助員については、事前に発注者に選任通知書を提出し、承認を得ること。ただし、作業員を除く。
- (4) 用語の定義については、「参考資料」を参照すること。

9 成果品

本業務の成果品については、以下のとおりとする。業務を完了した際には、業務の内容に応じて下記に示した成果物と、それらの所見や内容を取りまとめた業務報告書を作成し、発注者に各1部引き渡すこと。また、現地作業の終了後2～3週間を目途に、調査所見等を取りまとめた調査概要報告書を作成・提出し、発注者の確認を受けること。

(成果品)

	名称・内容等	備考
1	業務実施計画書	着手前に提出
2	調査日誌	日ごと作成、週毎提出確認
3	調査員等出来高表・調査資機材等出来高表	月ごと集計
4	発掘作業員名簿・作業員出来高表	日ごと

5	出土遺物及び遺物台帳・観察表	一次整理済の状態で納品
6	遺構平面図・断面図等及び図面台帳	出力図・データ共、測量成果簿含む
7	撮影写真及び写真台帳	サムネイル出力含む
8	調査概要報告書	
9	業務報告書	
10	その他 協議記録簿等	適宜
11	自然科学分析 概略計画書	自然科学分析 概略計画書：分析委託先、発注者、受注者の協議の上で定め、その分析項目・目的・内容についての計画案を定めたもの
12	自然科学分析 結果報告書	上記 11 の計画に基づいて実施した、自然科学分析について、その結果と概要を取りまとめたもの

10 その他

- (1) 本業務は、委託契約約款及び本仕様書によるほか、適用を受ける関係法令を遵守し、発注者の指示により実施する。
- (2) 受注者は、本業務を遂行するに当たり適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとする。
- (3) 受注者は業務上知り得た情報を発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。各種情報については、広島市委託契約約款第 19 条および個人情報取扱特記事項により、適切な情報管理、運用体制の下、取り扱うものとする。
また、本業務の成果物に係る著作権は全て（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。受注者が本業務によって生じた成果物及びその二次的著作物を公表する際には、発注者の承認を得るとともに本業務の成果である旨を明示するものとする。
- (4) 現地作業に当たっては、対象地が国史跡であり貴重な文化財であることに留意し、石垣等史跡の本質的価値を構成する要素に影響を与えないように実施しなければならない。
- (5) 作業の実施に当たり植物の伐採等が発生する場合には、事前に発注者に報告し、承認を得た上で実施するものとする。
- (6) 受注者が現地作業を行う場合は、発注者に事前に従事者名簿を提出すると共に、発注者から身分証明書の交付を受けた場合は常に携帯し、住民等から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- (7) 作業実施時に生じた事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するものとし、これに係る費用は全て受注者が負担するものとする。ただし、それらの発生原因、経過、処置内容については速やかに発注者に報告・相談するものとする。
- (8) 本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、着手時の協議において取組目標を確認し打合せ簿に整理すること。
- (9) 本業務は複数の作業内容から構成されているため、受注者は各作業の段階ごとに社内検査等を行い、後続作業に支障をきたさないよう努めるものとする。

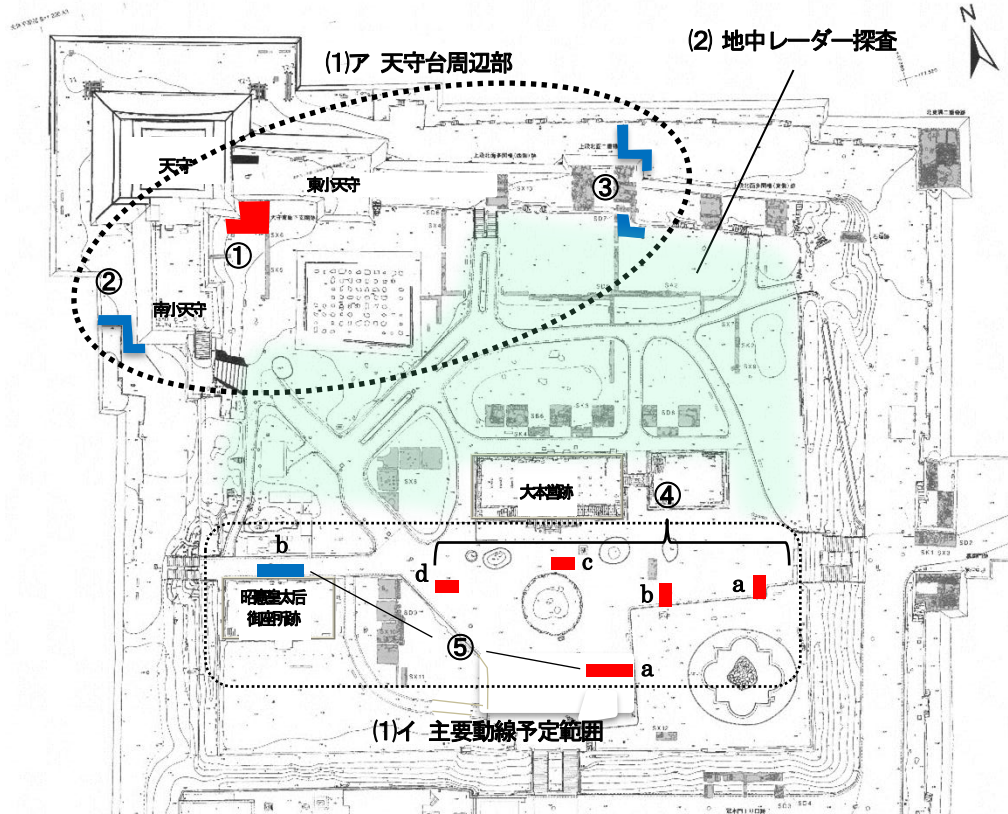
受注者は業務完了後、発注者に対して業務報告書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受けなければ

ならない。また、検査の結果、発注者から修正等の指示があった場合は、受注者は速やかに対応すること。

受注者は、検査合格後速やかに成果品の納入を行うこと。なお、成果品の提出に当たっては、印刷物に加え、発注者が指示する形式のデータを記録媒体に保存して1部提出すること。

- (10) 仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

令和8年度の発掘調査箇所等



発掘調査	調査規模 (予定)	実施時期 (予定)
(1)ア① 天守台南東部	幅5m×長さ6m=30㎡	6月中旬～7月下旬
(1)ア② 南小天守台南西部	幅1.5m×長さ10m=15㎡	9月上旬～10月上旬
(1)ア③ 北面二重櫓台(上段)	幅1.5m×長さ5m=7.5㎡	9月下旬～10月中旬
(1)ア④ 北面二重櫓台(下段)	幅1.5m×長さ10m=15㎡	10月中旬～11月下旬
(1)イ④a～d 主要動線予定範囲(埋設設備確認)	幅2m×長さ4m×4か所=32㎡	7月上旬(1週間で4箇所)
(1)イ⑤a 主要動線予定範囲(地下遺構確認)	幅2m×長さ8m=16㎡	7月中旬(調査着手後は、同一週内に埋戻し完了まで)
(1)イ⑤b 主要動線予定範囲(地下遺構確認)	幅2m×長さ8m=16㎡	10月上旬(調査着手後は、同一週内に埋戻し完了まで)
合計 131.5㎡		
地中レーダー探査		調査規模 (予定)
(2) 本丸上段北半部(既設園路を中心、6・7月の実施を予定)		約1,500㎡

調査の主な目的

- (1) 本丸上段と下段の堆積状況の比較
- (2) 天守台と小天守台、その他の部分の石垣構築手法の比較
- (3) 戦後火災整理層(1b層)についての史跡内における堆積状況の把握
- (4) 戦後火災整理層(1b層)と内堀石垣との関係性の把握
- (5) 本丸上段における主要動線予定範囲の堆積状況及び遺構遺存状況等の把握
- (6) 本丸上段における広島城築城時の初期地表面の把握

(参考資料) 発掘調査及び報告書作成業務についての考え方

1 業務の範囲

発注者が実施する埋蔵文化財発掘調査のうち、表土掘削、包含層掘削、掘削排土等運搬、遺構検出、遺構埋土掘削、出土遺物取上げ、遺構計測等記録作成、埋め戻し、出土遺物の洗浄・注記・接合・復元、出土遺物の図化・撮影、報告書作成、並びに測量基準杭設置、現場事務所設置・撤去、作業員の雇用・管理、調査現場の安全管理等、発掘調査と整理事業に係る業務の一部又は全部を対象とする。

2 用語の定義

用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 調査職員

発注者の職員で、契約書及び仕様書に定められた範囲内において主任調査員・調査員・調査補助員に対する指示・監督を行う者をいう。

(2) 主任調査員・調査員・調査補助員・作業員・計測員・計測補助員

受注者の職員で、業務の実施場所に常駐して業務内容を履行するものを指し、受注者が選任して発注者の承認を得た者をいう。それぞれの職責と求められる経験・能力は次のとおり。

主任調査員：発注者が実施する発掘調査の趣旨等を正しく理解し、業務の履行に関する管理・統括を行う者で、調査員・調査補助員への指示を的確に行う。

発掘調査全般を適切に実施するために十分な経験と能力を有し、発掘調査報告書を主体的に執筆・編集した経験を有するもの。

調査員：調査職員並びに主任調査員の指示を受け、業務を円滑に履行するための補助を主体的に実施することができる者で、調査補助員・作業員への指示を的確に行う。

調査補助員：調査員の指示を受けて業務の実務に当たる者で、調査員を補助するとともに作業員への指示、作業管理を的確に行い、遺構計測や遺物取上げ等の発掘調査に特有の専門的作業を行う。

作業員：受注者が業務遂行のため雇用する者で、調査員や調査補助員の指示の下、各種発掘調査や整理事業の実務に従事する。作業に対し、誠実に携われる者とする。

計測員：測量法により登録された測量士又は測量士補の資格を有する者で、基準点測量・水準測量、地形測量に加え、検出遺構等の平面図・断面図、出土状況図等の記録図化を行う。

計測補助員：計測員の指揮の下、測量および検出遺構等の記録・図化作業の実務にあたる者。使用する機器の扱いに精通したものとする。なお、計測員又は計測補助員のいずれか片方は、SfM手法等を用いた三次元点群データ取得とそれを基にしたオルソ平面・立面画像出力作成に通じたものとする。

3 主任調査員・調査員の選任

受注者は業務の実施に当たり、業務着手前に選任通知書とともに、主任調査員・調査員の調査経歴とその証跡（過去の業務実施契約書等の写し、発掘調査報告書写し等）を発注者に提出し、事前に発注者の承認を得るものとする。

4 計測員・計測補助員の選任

受注者は業務の実施に当たり、業務着手前に選任通知書とともに、計測員・計測補助員の調査経歴とその証跡（資格者証の写しや過去の業務実施契約書等の写し、発掘調査報告書写し等）を発注者に提出し、事前に発注者の承認を得るものとする。

5 作業主任者の選任

受注者は業務の実施に当たり、業務遂行に必要な作業（草刈機取扱や足場組立等）の作業主任者等を選任し、業務着手前に選任通知書とともに、資格等を証する書面の写しを発注者に提出し、事前に発注者の承認を得るものとする。なお作業主任者は、調査員又は作業員が兼ねることができるものとする。

6 選任者の交代

受注者は、選任通知書により発注者の承認を受けた選任者について、当該業務の実施期間中は原則として交代してはならない。ただし、やむを得ずその必要が生じた場合には、速やかに発注者に報告するとともに交代要員について承認を得なければならない。

7 業務実施計画表等

受注者は、業務着手前に、調査概要・対象地の状況・実施工程表・施工体制図・受注者組織図・緊急連絡体制等を記した業務実施計画書を作成・提出し、発注者と協議の上でその内容について承認を得なければならない。なお、業務の実施期間中に、事前に想定した状況や調査内容に重要な変更が生じた場合や、設計数量等に大きな変更があった場合には、受注者からの要請に応じて受注者及び発注者の協議を行い、その対応について決定するものとする。

8 出来高による管理等

受注者は、業務の進捗を稼働資機材や調査人員の出来高として管理するものとし、月ごとに集計表を作成・提出して発注者の確認を受けなければならない。また、日ごとの実績を調査の進捗状況写真とともに調査日誌に記録し、調査稼働日の翌週初めに一週間単位で提出・確認を受けるものとする。

なお、調査に従事する発掘作業員については、主任調査員・調査員・調査補助員・計測員・計測補助員を取りまとめた月ごと集計表とは別に、作業員名簿を作成し日ごとの出来高管理を行うこと。

9 作業時間等

調査の実施時間は、原則として午前9時から午後5時（昼休憩1時間）の7時間とし、天候等に応じ小休止を主任調査員の判断において適宜取得するものとする。また、土曜日・日曜日・祝日は調査を実施しないものとする。

実施時間以外の時間及び通常稼働日以外に調査を実施する必要がある場合には、事前に発注者と協議しその承認を得るものとする。

10 現地作業の中止等

雨天等天候の都合により、現地作業を中止あるいは中断する場合には、事前に調査職員の承認を得た上でその決定を行うものとする。なお、作業中断の場合、出来高は半日単位として計上し、中断の決定が午後3時以降であれば1日、午前10時30分から午後2時59分であれば半日、午前9時から午前10時29分であれば0日としてみなす。

11 調査資機材等の準備

受注者は、業務着手前に業務の履行に必要な資機材を、受注者の負担により準備して備えなければならない。調査対象地に保管場所が確保できない場合も十分に予想されることから、資機材の扱いについては、業務着手前に発注者と十分な調整を行うこと。また、調査対象地周辺の損傷や汚損等の防止に努めるとともに、万一発生した場合には速やかに復旧・清掃等の対応を行うものとする。

12 資料類の保管

業務の遂行に伴い収集・作成された資料類（出土遺物、遺構平面図・遺構断面図等、撮影写真、調査日誌、遺物台帳、遺構台帳、各種出来高表、及び各種デジタルデータ）については、業務の履行期間中においては、受注者の責任において適切に管理・保管し、発注者の求めに応じて適宜提出しなければならない。

13 関係機関への手続き

業務の遂行に当たり、官公庁等への書類提出等が必要になった際には、調査職員と協議調整を行い、適宜書類を作成して提出、あるいは作成補助を行うものとする。また、やむを得ず他人の土地に立ち入る必要が生じた場合には、その理由を発注者に報告して判断を仰ぐとともに、あらかじめ土地所有者の了解を得なければならない。

14 紛争の回避

受注者は、業務の遂行上、各種紛争が起こらないよう十分に配慮するものとし、発生した際には迅速に対処し、経緯及び結果を発注者に速やかに報告すること。

15 遺跡の公開と普及活動への支援

発注者が、現地説明会や見学者対応等の遺跡の公開普及に関する活動を行う際には、調査地の安全対策に十分に配慮した上で、可能な限りの協力を行うものとする。

16 監理

発注者は、受注者による業務の遂行状況を把握し、その内容等が適切であるかどうかを確認するために、作業監理を行う。発注者及び調査職員は、必要に応じて受注者及び主任調査員等に調査指示を行い、又は協議・調整の場を設けるよう指示することができる。

17 安全衛生管理

(1) 発掘調査の安全確保

受注者は、業務の実施に当たり労働安全衛生法等の諸法令を遵守し、適切な安全確保と衛生管理に努めなければならない。

(2) 事故の防止

受注者は、安全管理者を選任してそれを業務実施計画書に記載するとともに、安全管理者を中心として常に安全に留意し、発掘調査現場を管理しなければならない。また、調査に従事する人員に対し、保安に関する処置や予防効果の確認を行い、安全意識の高揚に努めること。

(3) 調査現場の安全整備

受注者は、調査地内の安全整備に努め、特に作業中の調査資機材の整理整頓や作業通路の確保等、作業員が安全に作業に従事することができるようにしなければならない。また、調査中の遺構等の保護並びに安全対策として、シートやコンパネ等で覆うなどの必要な措置を講じること。

(4) 第三者への注意表示

受注者は、調査地内への関係者以外の立入りを制限するため、必要な箇所に表示板やバリケード等の保安設備を設置し、第三者への注意を促すとともにその協力を仰ぐよう努めること。

(5) 保安対策

受注者は、現場事務所等を設置する場合においては、施錠及び機械警備の設置など、適切な防犯対策を行い、保安対策に十分配慮すること。

(6) 公害対策

受注者は、周辺の自然環境・生活環境へ悪影響を及ぼさないように配慮し、特に調査地内に滞水した雨水・湧水については、ノッチタンク等で土砂を沈殿させるなどの対策を行った上で、適切な場所に排水すること。

18 出土遺物の洗淨・注記

出土遺物については洗淨・乾燥の上、出土情報等を遺物注記の形で遺物の内面など目立たない所にポスターカラーなどで記載し、消失防止のため注記箇所を透明なニス等で上塗りした上で、十分に乾燥させ出土情報を記録した荷札等と共に袋詰めをする。漆器や木製品など、遺物の素材から乾燥保存に適さない遺物の場合については、その整理方法について、事前に発注者と協議の上で定めること。

なお、洗淨・注記を行った遺物は、出土情報（出土層や出土位置を示した三次元情報）・遺物情報（種別や器種、分類等）を記した遺物台帳・観察表を作成し、整理して納品すること。

19 図面類の整理

現地調査時に取得した図面類や計測データは、その内容を土層注記等の所見と合わせて整理し、A3あるいはA4サイズで出力したもの（縮尺はある程度統一すること）とその出力用データ、作成・計測図面の一覧を記した図面台帳を作成して納品すること。なお、手実測で作成した図面については、Adobe Illustrator等のソフトを用いたデジタルトレースとし、線種等詳細については別途協議の上で定める。

20 写真記録の整理

現地調査時には、遺構検出・遺構断面・遺構完掘、それぞれの調査過程での写真を、遺構名や日付等詳細を記載した看板を加えて撮影し、撮影した写真類をサムネイル出力紙及び写真台帳と共に納品するものとする。このうち、特に調査の基準となる基本層序等の壁断面写真については、分層前・分層後の両者を撮影すること。

21 業務報告書・調査概要報告書

業務を完了した際には、業務の内容に応じて下記に示した成果品と、それらの所見や内容を取りまとめた業務報告書を作成して納品すること。なお、業務の中に発掘調査が含まれている場合には、現地作業の終了後2～3週間を目途に、調査所見等を取りまとめた調査概要報告書を作成・提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(主な成果品の例)

	名称・内容等	備考
1	業務実施計画書	着手前に提出
2	調査日誌	日ごと作成、週毎提出確認
3	調査員等出来高表・調査資機材等出来高表	月ごと集計
4	発掘作業員名簿・作業員出来高表	日ごと
5	出土遺物及び遺物台帳・観察表	一次整理済の状態での納品
6	遺構平面図・断面図等及び図面台帳	出力図・データ共、測量成果簿含む
7	撮影写真及び写真台帳	サムネイル出力含む
8	遺物実測図・トレース図	出力図・データの両方、三次元点群データ等
9	発掘調査報告書	発送先と送料を併記した一覧表も添付すること
10	業務報告書	発掘調査報告書を作成する場合は、これを兼ねることができる。
11	報告書送付証明書	発送先と送料を一覧にすること
12	その他 協議記録簿等	適宜

22 その他

本資料に定めのない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合には、発注者・受注者の協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等（電磁

的記録を含む。以下同じ。)を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに返還、引渡し又は発注者の指定する方法により破棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。